

## 高浜発電所 1、2号機 安全対策工事における 協力会社作業員の労働災害について

### 調査結果

#### (被災者の状況)

事故発生時には、トラックに背を向け、掘削壁面の穴あけ作業を監視していました。  
また、発破作業など騒音環境のために耳栓をしていたことから、音が聞き取りにくい状況であり、後退してくるトラックに気がつかなかったものと推定されました。

#### (トラックの運転手の状況)

誘導員がいなくても作業エリア※内に入っても良いものと思い込み、車両を後退させました。

※立入禁止エリア

### <作業現場 [トンネル断面図] >



### 推定原因

車両の誘導がないにもかかわらず、トラックの運転手が作業エリア内へ車両を後退させたことから、車両の後方死角にいた被災者を轢いたものと推定しました。

### 対 策

トンネルの掘削工事を行う現場作業において、以下の対策を行うこととしました。

- ・車両後退において、新たに誘導員を配置します。
- ・騒音環境での車両進入を警告するセンサー・パトライト(拡声器付き)を視認できる位置に設置します。
- ・車両の死角をカバーするバックモニターを活用します。